

サマライズ講座（要約英日文法）契約書篇

第4講 「条項順要約」と「内容別要約」について

「条項順要約」と「内容別要約」は、第1講と第2講で学習しましたので、本講では、要約にあたっての注意点等を説明していきます。

1. 要約方法の選択

契約書の要約をすることになった場合、要約方法の指定がなければ、まず「条項順要約」で要約するか、「内容別要約」で要約するかを決定しなければなりません。どのような基準で選択したらよいでしょうか。

まず「条項順要約」と「内容別要約」の特徴を考えてみてください。

「条項順要約」は、条項が契約書と同じ順番で並び、見た目が契約書と類似しているため、特定の目的のためでなく、一般的にその契約書がどのような契約書であるかを知りたいときに適していると言えるでしょう。例えば、社内承認のための稟議書に契約書の要約をつける場合や客先との商談に使用する場合等は、この「条項順要約」による要約が良いでしょう。

一方「内容別要約」は、内容毎に項目が分けてあるため、契約書とは形式が異なってしましますが、特定の義務や権利につき知りたいと考える場合に分かりやすいものです。そのため、特定の目的がある場合に適した要約方法といえるでしょう。例えば、経理部が契約に基づく送金業務を行うために契約書の要約を必要とする場合、経理部は「支払」、「送金」関係の条文だけを読む必要があるので、この内容別要約による要約が便利です。また、契約締結後に、関係事業部に契約条項を周知させ遵守させるために要約文を使う場合も、「条項順要約」ではなく、「内容別要約」を提示し、「当事者の義務（例えば、「秘密保持義務」等）」等関係箇所のみ読むよう指導することができます。

2. 必要な情報は何か

先に述べました様に、特定の読み手が指定されていない場合は、「条項順要約」で要約するといでしょう。逆に、具体的な対象者の指示がある場合は、「内容別要約」が適しています。そして「内容別要約」の場合、この対象者が何に関心があるか、この対象者に必要な情報は何かを考えて要約をしなければなりません。以下にライセンス契約の目次をあげてみました。このライセンス契約を要約する場合、それぞれ「経理部」と「技術部」を対象とした要約を作成することを考えてみましょう。

まず「経理部」を対象とした要約の場合、「経理部」は、当然「支払」に関する条項に最も関心があります。また、「税金」、「監査」、「政府許認可」（許認可が下りないと送金ができない場合があります。）、「通知」等も関心事でしょう。「秘密保持義務」についても、知っている必要があると思われます。逆に、「特許および保証」「改良」等は、経理部にとっては、概要のみわかれば良い項目です。一方「技術部」にとっては、ライセンスされた技術に関する事項がその関心事となるため、「ライセンスの許諾」、「ノウハウの開示」、「特許及び保証」や「改良」等が特に詳細に要約をする必要があり、逆に「税金」などは概略がわかれば良い項目となります。表でまとめてみますと、以下の様になります（契約書や事案により、ケースバイケースですが）。

<ライセンス契約>

	経理部	技術部
1. 前文(Recitals)	基本情報ページ	基本情報ページ
2. 定義(Definitions)	○	◎
3. ライセンスの許諾(Grant of License)	○	◎
4. ノウハウの開示(Disclosure of Know-How)	△	◎
5. 支払(Payment)	◎	○
6. 税金(Tax)	◎	△
7. 監査(Audit)	◎	○
8. 特許及び保証 (Patent and Warranties)	△	◎
9. 改良(Improvements)	△	◎
10. 政府許認可(Governmental Approval)	○	△
11. 秘密保持義務(Confidential Obligations)	◎	◎
12. 契約期間 (Term)	◎	◎
13. 契約の解除(Terminations)	○	○
14. 不可抗力(Force Majeure)	×	×
15. 準拠法(Governing Law)	△	△
16. 通知(Notice)	◎	◎
17. 完全なる合意(Entire Agreement)	×	×

◎……………特に重要な条項

○……………重要な条項

△……………簡単な記載でよい条項

×……………省略可能な条項

ライセンス契約書

このように、読み手によって要約をする内容が変わってくるのがわかると思います。要約の項目としても、「経理部」のための要約であれば、「ライセンシーの義務」という項目の中に、「支払」という別項目を立て、わかりやすくすると良いでしょう。

3. 項目分け

要約をする場合は、契約書の内容を正確に把握できないと、何が「重要」で何が「省略可」であるかの判断がつかないため、全訳の場合よりも下読みが重要となります。特に内容毎に項目を立て、要約していく「内容別要約」の場合は、この下読み段階での項目分けが重要となってきます。

第2講で言及しましたとおり、この「内容別要約」という要約方法では、当事者の権利・義務等の内容毎に要約をしていきます。一般的には、[当事者Aの権利]、[当事者Bの権利]、[当事者Aの義務]、[当事者Bの義務]などの項目に分けていきますが、契約書のすべての条項がいずれかの権利又は義務に分類できるわけではありません。例えば、ライセンス契約等で、「ライセンス」という以下の様な項目があった場合、これはどこに分類したらよいでしょうか。

Article 1. (LICENSE)

Subject to the terms and conditions of this Agreement, the Licensor hereby grants to the Licensee for the term of this Agreement, a limited, non-exclusive, worldwide, royalty-bearing right and license to use the Licensed Software.

これは、「(ライセンスを許諾する) ライセンサーの権利」とも言えますし、「(ライセンスを受諾する) ライセンシーの権利」とも言えます。逆から見れば、「(ロイヤルティを支払う) ライセンシーの義務」にかかる規定とも言えますし、「(ロイヤルティを受領することにより、ライセンスを許諾する) ライセンサーの義務」でもあります。これを無理に一方の当事者の「義務」や「権利」の項目に分けてしまうと、わかりにくい要約になってしまいます。このライセンスの場合ですと、一方の当事者の「義務」や「権利」に分類せず、「ライセンスの概要」という項目で立てると良いです（以下のとおり）。また、「契約の解除」などもいずれかの当事者の義務・権利には分類できない場合が多いです。

さらに、要約の対象者がいる場合、その対象者の関心事となる項目を別立てとしても良いです。例えば、「経理部」のために、上記ライセンス契約の要約を作成するのであれば、「ライセンシーの義務」の中に「支払に関する義務」という項目を立て、更にその中でも「支払」「税金」「監査」と細かく分けておくとわかりやすいでしょう。

< 要約の項目 (例) >

1. ライセンス概要
2. ライセンサーの義務
3. ライセンシーの義務

- 1) 支払に関する義務
 - i) 対価の支払い
 - ii) 税金
 - iii) 監査
- 2) ノウハウの提供
- 3) その他の義務
- 5. 契約解除
- 6. 一般条項
 - 1) 準拠法
 - 2) 通知

4. 下読み

要約の中でも、「条項順要約」の場合は、条項の順番通りに要約していくため、下読みに当たり特にメモを取らずとも、要約していくことができますが、「内容別要約」の場合ですと、何が重要であるかきちんとメモしなければなりません。以下の様に、項目毎に条文番号を書き出しても良いでしょう。

- 1. ライセンス概要…… 第2条、第3条
- 2. ライセンサーの義務……
 - 第3条、第4条、第8条、第9条
- 3. ライセンシーの義務
 - 1) 支払に関する義務
 - i) 対価の支払い…… 第5条
 - ii) 税金…… 第6条
 - iii) 監査…… 第7条
 - 2) ノウハウの提供…… 第4条
 - 3) その他の義務…… 第10条

第1講でも説明しましたとおり、下読みの際に、権利、義務、約束等を表す、“shall”、“will”等の助動詞、“agrees”、“grants”等の動詞、そして“right”、“license”等の名詞に注目して下さい。契約書を読みながら、このような助詞、助動詞及び名詞にマーカー等で記しを付けておくと分かりやすいです。

また、特に「内容別要約」の場合は、契約当事者毎に項目を分けて要約することが多いため、主語にも注意して下読みして下さい。長く複雑な契約書の場合は、Licensee は青、Licensor は赤のように異なる色で線を引く、印を付ける等工夫をしてみてください。

下読みをして内容を理解した上で要約を始めます。特に長い契約書や権利・義務関係が複雑なものは、項目を書き出すだけでなく、一度ノート等にまとめておくと理解がしやすいものです。最初は無理に要約せず、とりあえず重要と思うものすべて訳していくと良いでしょう。一度ざっと要約が終わった後に、もう一度読み返しながら、「必要なもの」「不要なもの」を選択し、絞り込んでいくと過不足ない要約文に仕上がります。

提出課題

課題文 Trademark License Agreement（商標ライセンス契約書）を読み、同契約書の要約文を「条項順要約」および「内容別要約」の2通りで作成して下さい。